

和泉市建設工事業者格付要綱（平成18年5月23日制定）

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第2項の規定に基づき、市が行う建設工事業者の等級別格付け（以下「格付け」という。）を行うため、必要な事項を定めるものとする。

（対象業種）

第2条 格付けの対象業種は、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、造園工事及びほ装工事とする。

（対象業者）

第3条 格付けの対象業者は、指名業者台帳に登録された者の中から、格付けを必要とする者とする。

（格付け方法）

第4条 前条の対象業者について、次の各号の定めるところにより、当該業者の格付けを行うものとする。

（1）建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定に基づき、国土交通大臣又は都道府県知事が行う経営に関する客観的事項の審査点を用いた別表1の客観点及び別表2により算出された主観点を求め、総合審査点を算出する。

（2）前号の総合審査点をもとに、市長が別に定める基準により、当該業者の格付けを行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本市契約担当課に初めて入札参加資格審査申請を行った業者（過去に登録があり、現在その効力を失っている業者を含む。）については、申請書を受理した日から2年を経過した後、最初に到来する格付け時期まで、最下位の等級とする。

（格付けの有効期限）

第5条 この要綱に基づき決定された格付けの有効期限は、当該格付けを行った年度の翌年度の年度末までとする。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、業者の格付けについて必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この訓令は、令達の日から施行する。

2 この訓令の制定に伴う特例措置として、土木一式工事に係る格付けを現に受けている対象業者については、次の格付け時期までの間に限り、従前の等級

から 2 等級以上の昇格又は降格をさせないものとする。ただし、従前の格付けが E 等級である場合は、2 等級の昇格まで認めるものとする。

- 3 市は、平成 19 年度末までの間に、この訓令による制度について検討を行い、必要と認める場合は、見直しを行うものとする。

附 則

- 1 この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

客観点の算出方法

建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に規定する建設業者の経営事項審査の結果に係る総合評定値（P点）とする。

ただし、格付けを行う年度の4月1日現在の最新のものを使用するものとする。

上記にかかわらず、本市と防災協定を締結した業者及び団体（団体の場合は各加盟業者）で、格付けに使用する経営事項審査の「防災活動への貢献状況」欄に加点がない場合は、加点があるものとして算出した総合評定値（P点）を客観点とするものとする。

別表 2

主観点の算出方法

地元要素、工事成績、福祉対策、環境対策等、防災協定の点の合計値とする。

ただし、地元要素、福祉対策、環境対策等の評価基準日は、入札参加資格申請時のものとする。

1 地元要素

和泉市建設工事指名業者選定要綱第5条第1項に定める市内業者については100点を加算し、準市内業者については50点を加算する。

2 工事成績

格付けを行う年度前2年度の入札工事に係る工事評価表の総合評価点の平均点（小数点以下四捨五入）を加算する。ただし、格付けを行う年度前2年度の間に入札工事に係る工事实績がない場合は50点を加算する。

3 福祉対策

雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項に規定する労働者をいう。以下同じ。）の数が、雇用する労働者の数（障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項に規定する労働者の数をいう。）に障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号）第9条に定める障害者雇用率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）以上である者は10点を加算する。

4 環境対策等

審査登録機関（財団法人日本適合性認定協会が審査登録機関に認定したものに限り。）が認証したISO9001又はISO14001を取得している業者は次の点数を加算する。

両方とも取得している場合	20点
いずれか一方のみ取得している場合	10点

5 防災協定

本市と防災協定を締結した業者及び団体（団体の場合は各加盟業者）については20点を加算する。

ただし、格付けを行う年度の4月1日現在に防災協定を締結していることを条件とする。